

## ISP まとめて請求サービス利用規約

この「ISP まとめて請求サービス利用規約」（以下「本規約」といいます。）は、株式会社 TOKAI コミュニケーションズ（以下「当社」といいます。）が提供する携帯電話端末サービス「LIBMO」(以下「LIBMO」といいます。)に関する料金その他 LIBMO 契約約款に関する費用等（以下「LIBMO料金」といいます。）について、当社が定める審査基準に適合した本サービスの契約者（以下「本サービス契約者」といいます。）に請求する「ISPまとめて請求サービス」（以下「本サービス」といいます。）に関する事項を定めた規約です。

### 第1条（規約の適用）

本規約は、当社と本サービス契約者との間の本サービスに関する一切の關係に適用されます。

2. 本規約に定めのない事項については、「TNCインターネット接続サービス基本約款」又は「TNCインターネット接続サービス基本約款（N）」（以下「基本約款」といいます。）に定める関連条項を適用いたします。

### 第2条（規約の適用範囲）

本サービス契約者は、本規約を遵守するとともに、次の者をして本規約を遵守させるものとします。

本サービスにより本サービス契約者が併存的（重疊的）に当社に対して履行する義務を負うこととなるLIBMO料金債務の債務者であるLIBMOの契約者（以下「LIBMO契約者」といいます。）

2. 本サービスの利用により本サービス契約者が債務を併存的（重疊的）に引き受けられることのできるLIBMO契約者は、以下の者とします。

(1) 本サービス契約者が個人の場合

本サービス契約者の一親等以内の親族であるLIBMOの契約者

(2) 本サービス契約者が法人等の場合

法人等に属する者であるLIBMOの契約者

3. LIBMO契約者が、第13条（禁止事項）各号のいずれかの禁止事項を行った場合その他LIBMO契約者が本規約のいずれかの規定に違反した場合には、その行為を本サービス契約者の行為とみなし、本サービス契約者に対して本規約の各条項が適用されるものとします。

4. 本サービス契約者またはLIBMO契約者が、第2項に違反して第三者に本サービスを利用させ、当社に損害を被らせた場合も、その行為を本サービス契約者の行為とみなし、本規約の各条項が適用されるものとします。

### 第3条（規約の変更）

当社は、本規約を随時変更することがあります。なお、変更の場合は、本サービス契約者の利用条件その他利用契約の内容は、変更後の新規約を適用するものとします。

2. 変更後の本規約については、当社が定めた日（以下「効力発生日」といいます。）から効力を生じるものとします。

3. 当社は、前項の変更を行う場合は、効力発生日の相当期間前までに、本規約を変更する旨および変更後の本規約の内容ならびに当該変更の効力発生日を当社が定める方法により本サービス契約者に通知するものとします。ただし、当該変更が会員の利益に適合するときには、変更の効力発生後速やかに上記の方法において周知するものとします。

4. 本サービス契約者は、本規約の変更を承諾しない場合は、効力発生日までの間に、当社に対し、書面によって意義を通知するものとします。当該効力発生日までの間に当該書面が当社に到着した場合は、当該書面により異議を通知した当該本サービス契約者と当社との間の本サービスに関する契約は、当該効力発生日をもって終了するものとします。

#### 第4条（本サービスの内容及び本サービスの適用対象サービス）

本サービスは、本サービス契約者がLIBMO契約者のLIBMO料金に係る債務を併存的（重畳的）に引き受けて、LIBMO契約者と連携して当該債務を履行することにより、当社によるLIBMO契約者に対するLIBMO料金の請求を、本サービス契約者に対するISPサービスの利用料金の請求とまとめて行うことを可能とするサービスをいいます。

2. 当社は、LIBMOに限り、本サービスの対象とします。

#### 第5条（適用の優先順位）

本規約の規定は、別表1の基本約款または規約の規定（当該基本約款または規約に基づいて行われる取り扱いを含みます。）に優先して適用されます。

#### 第6条（申込みの方法）

本サービスの提供を受けようとする者は、本規約に同意の上、当社に申し込むものとします。

2. 前項に基づき本サービスを申し込むことができるのは、基本約款に基づくインターネット接続サービス（以下「ISP サービス」といいます。）の契約者（以下「ISPサービス契約者」といいます。）です。ISPサービス契約者ではない者が本サービスの利用を希望する場合には、ISPサービス契約者をして本サービスの申込を行うものとします。

#### 第7条（申込みの条件）

本サービスへの申込みには、以下のすべての条件を満たす必要があります。

①現在ご利用中のISPサービスのコースが、「TNCヒカリ」、「フレッツ光対応サービス」（他社料金設定コースは除く。）、TNCケーブル光、「ひかりdeネット対応サービス」、「コミュファ光対応サービス」のいずれかであること。

②ISPサービスのご利用料金お支払方法が「クレジットカード請求」または、「銀行口座振替」となっていること。

③ISPサービスのご利用（課金）が開始されていること。

④ISPサービス契約者名義とLIBMO契約者名義が同一、または、ISPサービス契約者が個人の場合には、LIBMO契約者がISPサービス契約者の一親等以内の親族であること、もしくは、ISPサービス契約者が法人の場合には、LIBMO契約者が当該ISPサービス契約者に属する者であること。契約者名義やご登録住所が異なる場合、別途同意書及び家族関係を証明する書類をご提示い

ただく場合があります。

#### 第8条（申込みの承諾）

当社は、本サービスの申込みがあったときは、原則として、当該申込みを受け付けた順序に従って承諾します。ただし、当社は、当社の業務の遂行上支障があるとき又はその他合理的な理由があるときは、その順序を変更することがあります。当社が承諾をする場合、諸手続きが完了した時点で本サービスの利用契約が成立するものとし、本サービスは利用契約の成立後にその利用が開始されます。

2. 当社は、前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、本サービスの申込みを承諾しないことがあります。なお、本サービスの申込みを承諾しない場合、当社は申込者に対しその旨を通知します。

- ①ISPサービス契約者が本規約を承諾していない場合。
- ②ISPサービス契約において、ISPサービスがご利用いただけない状態（休止など）となっている場合。
- ③ISPサービス契約において、支払期限後もお支払いが確認できない料金債務が生じている場合。
- ④申込み事項に記入・記載漏れがあった場合。または事実と異なる記入・記載が判明した場合。
- ⑤その他当社が不相当と判断した場合。

3. 当社が、本サービスの申込みを承諾しない場合には、本サービスを利用することはできません。

#### 第9条（解除）

当社は、次に該当する場合には、本サービスを利用契約を解除します。

- ①本サービス契約者から本サービスの利用契約を解除する申出があった場合。
- ②本サービス契約者が、ISPサービス契約を解除した場合。
- ③本サービス契約者が、本サービスの対象外のコースへ変更した場合。
- ④本サービス契約者が、ISPサービス契約に係る料金および本サービスの対象となるLIBMO料金について、当社が指定する期日までに支払わなかった場合。
- ⑤本サービスの対象となるLIBMO契約において、LIBMO契約約款に定めるユーザIDの変更等含む、LIBMO契約の解約等がなされた場合。

#### 第10条（解除後の扱い）

当社は、第9条の規定により本サービスの利用契約が解除された後のLIBMO料金を、LIBMO契約の定めに従ってLIBMO契約者に請求します。

2. 第9条により本サービスが解除された後、LIBMO契約者もしくはISPサービス契約者またはそのいずれもがその解除の原因となった事由を解消し、再度本サービスの利用を希望する場合、ISP契約者は再度、本規約に定める方法に従って本サービスの申込みを行っていただきます。

#### 第11条（サービス提供の終了）

当社は、都合により本サービスの全部または一部の提供を一時的にまたは永続的に終了す

ることがあります。

2. 当社は、本サービス提供を終了するときは、終了によって提供されなくなる本サービスの内容、廃止する日をオンライン上に事前通知するものとし、この手続きを経ることで、終了に伴う一切の責任を免れるものとします。

#### 第12条（料金等の支払義務）

本サービス契約者は、本サービスの対象となるLIBMO料金について、当社が定める期日までに料金を支払っていただきます。この場合、本サービス契約者は、LIBMO料金について、LIBMO契約者と連帯して支払う責任を負うものとします。

#### 第13条（禁止事項）

本サービス契約者は、次に該当する行為を行ってはならないものとします。

- ①虚偽の届出によって本サービスを利用する行為。
- ②本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡する行為。
- ③営利の目的で本サービスを利用する行為。
- ④その他当社が不適切と判断する行為。

#### 第14条（免責事項）

次のいずれかに該当する事由により、本サービスの提供が遅滞等した場合、当社は損害賠償責任を含むいかなる責任も負わないものとします。

- ①天災、事変、事故、事件、悪天候、交通事情その他の不可抗力に基づく場合
- ②法令などの制定や改廃、行政指導などがあった場合
- ③前各号の他、当社の責によらずに本サービスの運営を困難とする重大な事由が生じた場合

#### 第15条（合意管轄）

本規約に関連して生ずる一切の紛争については、その訴額に応じて、被告の住所地を管轄する地方裁判所もしくは簡易裁判所、または東京地方裁判所もしくは東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

別表

当社が提供する対象サービス

当社の契約約款等	サービス等
TNCインターネット接続サービス基本約款 又はTNCインターネット接続サービス基本約款（N）	TNCが提供するインターネット接続サービス
TNCヒカリ規約又はTNCヒカリ規約（N）	インターネットサービス
TNCヒカリ電話利用規約	電話サービス
TNCヒカリ電話端末設備貸出サービスに係	ホームゲートウェイのレンタルサービス

る利用規約	
TNCヒカリリモートサポート規約	リモートサポートサービス
TNCヒカリテレビオプション規約	テレビサービス
TNCメールサービス規約	電子メールサービス
TOKAI SAFE 利用規約	セキュリティ対策ソフトの提供サービス
メールウイルスチェック利用規約	お客様が送受信する全てのメールにウイルスが感染していないかを検出・駆除するサービス
ホームページウイルスチェック利用規約	ホームページに含まれるウイルスの検知及び駆除を行うサービス
ホームページフィルタ利用規約	特定のホームページへのアクセスを制限するサービス
TNCオンラインセキュリティPowered by Norton 利用規約	セキュリティ対策ソフトの提供サービス
かんたん迷惑メール対策利用規約	スパムメール（迷惑メール）からお客様のメールを守るサービス
TT-PHONE（NTT Com）契約約款	IP電話サービス
固定IPサービス利用規約	固定IPアドレスの提供サービス
TNCポケット利用規約	オンラインストレージサービス
個人向けホームページサービス契約約款	ホームページエリアレンタルサービス
光ネットワーク無線LANルータレンタルサービス規約	無線LANルータのレンタルサービス
3G通信サービス契約約款	3G 通信網を使用して行う電気通信サービス
4G（AXGP）データ通信サービス契約約款	4G（AXGP）データ通信網を使用して行う電気通信サービス
(E) データ通信サービス契約約款	(E) データ通信サービス網を使用して行う電気通信サービス
あんしんオプション会員規約	故障、盗難、紛失、水濡れ、全損等の際に保証するサービス
モバイル4G/Dサービス契約約款	モバイル4G/D網を使用して行う電気通信サービス

以上

付則 本規約は、2017年2月23日より有効となります。  
本規約は、2020年11月10日に一部改定しました。

本規約は、2022年8月1日に一部改定しました。